

波佐見町放課後児童健全育成事業運営事業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、放課後児童健全育成事業者を選定するにあたり、公募に応じ申請のあった団体（以下「応募団体」という。）の中から受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 令和9年4月から波佐見町が新たに設置する放課後児童クラブにおいて、放課後児童健全育成事業等の実施を委託するため、「波佐見町放課後児童健全育成事業運営業務委託（南小学校区）事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」により、放課後児童健全育成事業の受託を希望する団体を募集する。

(候補者の選定)

第3条 候補者の選定にあたっては、別に定める「波佐見町放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会設置要綱」により組織された委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を実施する。

(選定の基準)

第4条 選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応募者が当該事業の実施に適していること
- (2) 運営方針が明確で本町の児童福祉の向上に貢献することが期待できること
- (3) 運営体制・人員配置が適切に管理されること
- (4) 事業の内容が具体的で児童への適切な配慮がなされること
- (5) 児童の安全や危機管理への備えが適切になされること
- (6) 保護者・地域・学校との円滑な関係の構築がなされること
- (7) 確実に事業開始ができるよう、具体的に計画がされること
- (8) その他評価できる取組や効果的な活動があること
- (9) 審査対応時の説明、資料に具体性があり、事業実施に対する意欲が認められること

(審査方法)

第5条 審査は、第4条に規定する基準に基づき「波佐見町放課後児童健全育成事業者選定審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各評価項目について、提出された申請書類の内容審査及びプレゼンテーション審査により、委員が各項目0点から10点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に項目ごとにあらかじめ定める掛け率を乗じて、審査点を算定するものとする。なお、審査点は小数第1位まで記載するものとする。

2 評価表は別紙のとおりとする

(選定方法)

第6条 第5条の審査の結果から、審査点の総合計が最も多い団体を受託候補者とする。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、受託候補者とししないものとする。

- (1) 審査点の合計が満点の100分の50に満たない場合
- (2) すべての委員が同一評価項目に0点をつけた場合

2 評価点の総合計が同点となった場合は、委員の合議によって選定するものとする。

3 応募者が一者の場合は、前2項の方法によらず、第5条の審査を実施したうえで、委員の合議により受託候補者を決定するものとする。

(評価表の公表)

第7条 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

(選定結果等の公表)

第8条 選定結果は応募者全員に通知し、公表する。ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第9条 選定に関する庶務は、波佐見町子ども・健康保険課において処理する。

附則

この要領は、令和８年９月９日から施行する。